

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8787

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 30 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 2 台目 令和 8 年 1 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

駐車場賃借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	京 [redacted] 号
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上契約を締結する。
- 第1条 賃借期間は2015年10月10日[redacted]2016年10月9日までとする。賃借期間満了の日以後必要あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに契約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込めをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

2015年10月10日

貸主(甲) 住所 [redacted]
氏名 [redacted]
印 [redacted]

借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4
氏名 森伸之助
印 [redacted]

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8788

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 30 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	28,000 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	駐車場賃貸料 2 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED] * * *
取扱店 57408	お取引日 08-01-30	時刻 09:58
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥40,000	手数料 ¥0
お取引後の残高(円) * * * * *		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) 万円 千円 千円 円		

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

サイタマリソナ
クマカ"ヤエキマ
普通 3895993
カ)オフィスナソハ"ーワッ様
登録番号 0004

ご依頼人

スギ"タツケ"ミ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済
* * * * *

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐車場賃貸借契約書

貸主 株式会社オフィスナンバーワン

借主 杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)&借主(以下「乙」という。)&とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名 称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町 1 丁目217番		

標記B 車 種

車 名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
------------	----------------	--------------------	--

標記C 契約期間

始 期	2019年1月1日	終 期	2019年12月31日
-----	-----------	-----	-------------

標記D 賃料等

賃 料	月額 40,000 円 (消費税込)			その他 ()	円
賃 料 等 の 支 払 時 期		翌月分を毎月 末 日迄 (翌月分前払)			
賃料等の 支払方法	振 込	金融機関名		預金口座	
		(フリガナ) 口座名義人		口座番号	

標記E 管理人名

商 号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代 表 者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波 2 丁目 1 4 番地 末広不動産ビル2階	電 話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事 (8) 第 1 4 2 5 5 号		

標記 F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

西暦 2019 年 8 月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが、募集から申込みに参加した為、2019年1月まで期限として契約書を作成

貸主(甲) 代理
住 所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階
氏 名 株式会社オフィスナンバーワン
代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)
住 所 埼玉県熊谷市本町1-181
氏 名 杉田茂実 事務 生年月日 1968 年 8 月 19 日
TEL (自宅) 携帯 090-3211-6225
勤務先名 TEL 048-526-1313

緊急連絡先(担当者)

住 所 同上
氏 名
TEL 048-526-1313

(媒介・代理)業者

埼玉県知事(10)第10244号

所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

商号 株式会社末広不動産

代表者 代表取締役 日向 均



宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号

氏名

(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

埼玉県知事免許

所在地

商号

代表者

宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号 () 第

氏名

印

印

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

(敷金) 第4条全文削除

第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。

5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件を置いてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係わる公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保安、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8789

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 30 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	35,000 円
細目	事務所費	按分率	7/10
摘要	事務所賃借料 2 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 57408	お取引日 08-01-30	時刻 09:58
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥50,000	手数料 ¥0
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) 万円 千円 千円 円		

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
サイタマリソナ
クマカ"ヤエキマエ
普通 4129616
か)スエヒロフト"ウサソ様
登録番号 0014
スキ"タツケ"ミ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300010

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書

貸主 株式会社末広不動産（以下「甲」という。）と借主 杉田 茂実（以下「乙」という。）と、連帯保証人（以下「丙」という。）とは、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書（１）目的物件の表示

建 物	名 称	本町１丁目店舗 1・2階		
	所 在 地	〈住居表示〉 埼玉県熊谷市本町1丁目181番地		
		〈登記簿〉 熊谷市本町一丁目 181番地		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建		
	種 類	事務所	新築年月	昭和40年5月
	面 積	264.30㎡ （79.95坪） ※専有部分面積		
賃貸方法		事業用賃貸借契約		
附 属 施 設				

頭書（２）事業内容（具体的に記載すること）

埼玉県議会議員事務所

頭書（３）契約期間

2022年4月1日 から	2023年3月31日 まで	(1年間)
--------------	---------------	-------

頭書 (4) 賃料等

賃料	月額 50,000円 (45,455 円 + 消費税 10%相当分4,545 円)	—		—	
敷金		—		—	
火災保険	保険証券の写しを提出	—		—	
—		—		—	

その他の条件					
貸与する鍵	鍵No				
	本数				
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込			
賃料等の 支払方法	☒ 振込				
	☐ 持参	持参先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 茂実
	(自宅) TEL	
	(勤務先) TEL	048-526-1813 (名称・部署名) 課
	(携帯) TEL	090-3211-6225

頭書 (6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社末広不動産
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地

管理業者	商号又は名称	株式会社末広不動産
所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地	TEL 048-522-1112
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4656
管理担当者	氏名	
	賃貸不動産経営管理士：登録番号	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ
	住所	貸主と同じ

頭書（7）更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書（3）契約期間に記載の1年間とする。
尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。
また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

頭書（8）特約事項

※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。
※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。
乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。
※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。
※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。
※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。
尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。
※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）
また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。
※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。
鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。
また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。
※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。
※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。
※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。
※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。
乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。
※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫	TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
乙・借主	氏名	杉田 茂実	TEL	090-8211-6225
	住所	熊谷市小江戸 894番地		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の	ヶ月分	(円)
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			
	極度額	初回契約時賃料等の	ヶ月分	(円)
保証機関				

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号	
	免許年月日	平成30年 7月11日	免許年月日	
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号		登 録 番 号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-111	事務所所在地 TEL	

※ 印 は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充ててことを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。

3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 か月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造物)を行わなければならない。
- 一 ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
 - 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
 - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
 - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

（解約）

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
- 又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

（明渡し及び明渡し時の修繕）

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

（立入り）

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（甲の通知義務）

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

（乙の通知義務）

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

（延滞損害金）

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり） 14.6 %の割合による延滞損害金を支払うものとする

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

- 2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 連帯保証人は、極度額——万円の範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 四 貸借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

記

- ① 財産及び収支の状況
- ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

第25条 特約事項については、頭書（8）に記載するものとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8790

(1/3)

日付	令和 8 年 1 月 30 日	支出額	21,330 円
項目	事務所費	充当額	19,197 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場賃貸料		
備考	横川雅也 $(21,000 + 330) \times 9/10 = 19,197$ (330 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8790

(2/3)

12	08-01-30	.送金	*21,000	ATM カ)マツホ"リフ	
13	08-01-30	.手数料	*330		

政務活動費 領収書等貼付用紙

8790

(3/3)

駐車場契約更新同意書

賃貸人 XXXXXXXXXX（以下、「甲」という）と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室（以下、「乙」という）は甲乙間において締結した下記物件の駐車場（自動車保管場所）契約書（以下、「原契約」という）に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	XXXXXXXXXX
車種	軽自動車・その他	車番	
色	グレー		
契約 条 項	駐車料	月額	7,000×3台 円 (内消費税) 636×3台 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円 (内消費税) 1,909 円
	更新費用合計金額(10%対象)		21,000 円 (内消費税) 1,909 円

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2025年9月1日	終了日	2027年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、
現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を
消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産（以下、丁という）に代理人として委託し、
乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住 所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13	自宅TEL	
氏 名	横川雅也事務所 担当者 XXXXXXXXXX	続 柄	事務員
		携 帯	XXXXXXXXXX

(甲) 住所 XXXXXXXXXX (乙) XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
株式会社 松堀不動産
登録番号: T7030001071048

所在地 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

会社名 横川雅也事務所
県政調査室
電話番号 TEL (0493) 77-5050
FAX (0493) 77-1000

書類送付先 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

7 年 8 月 21 日

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8791

(1/2)

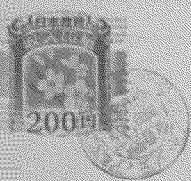
日付	令和 8 年 1 月 30 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	40,000 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	政務事務所 家賃 2 月分		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8791

(2/2)



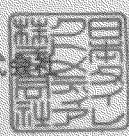
200円

領収書

関根信明 様

領収日 2026-01-30
領収書番号 REC-0000000143
登録番号 T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社
高橋 満広
331-0823
埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進



件名 2026年2月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

摘要	数量	単価	明細金額
2026年2月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)	1	50,000	50,000

請求書

関根信明様

請求日	2026-01-30
請求書番号	INV-0000000331
登録番号	T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社
高橋 満広
331-0823
埼玉県さいたま市北区日進町2-789

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

件名 2026年2月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	請求金額
50,000円	0円	50,000円

入金期日	振込先
	武蔵野銀行 宮原西口支店 普通口座 1081177 ニホンダイレクトメディア(カ

[illegible]

備考

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8792

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 30 日	支出額	1,980 円
項目	事務所費	充当額	1,584 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	1 月・2 月分ダスキン使用料		
備考	1 月 30 日・2 月 27 日		

政務活動費 領収書等貼付用紙

8792

(2/2)

納品・領収書
No. 0001076273
神尾 たかよし 様

T8030001060421
ダスキン マルシン
株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目19
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 8年 1月30日 次回は 2月27日 金曜日

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 残	今 回 残
PM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***	90		

おしらせ

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
990

前回は電帳

納品・領収書
No. 0001079265
神尾 たかよし 様

T8030001060421
ダスキン マルシン
株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目19
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 8年 2月27日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 残	今 回 残
PM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***	90		

おしらせ

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
990

前回は電帳

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8793

(1/3)

日付	令和 8 年 1 月 30 日	支出額	36,000 円
項目	事務所費	充当額	32,400 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃借料 2～4 月分		
備考	その他の支出日 2/27、3/31		

政務活動費 領収書等貼付用紙

8793

(2/3)

8710521892926 7

2 年 用

No.

領 収 証

番号

藤井 たけし 様

自 年 月 日

至 年 月 日

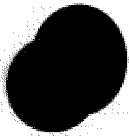
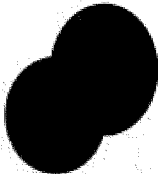
約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を
申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外の
ものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については
一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

政務活動費 領収書等貼付用紙

8793

(3/3)

2026 年 2 月分	2026 年 1 月 30 日 受取りました ¥12000-	領 収 印 鑑	
2026 年 3 月分	2026 年 2 月 20 日 受取りました ¥12000-	領 収 印 鑑	
2026 年 4 月分	2026 年 3 月 31 日 受取りました ¥12000-	領 収 印 鑑	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8794

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 30 日	支出額	300,000 円
項目	事務所費	充当額	270,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 2～4 月分		
備考	その他の支出日 2/27、3/31		

支払証明書あり

理由

貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は末記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

- 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
- 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
- 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

- 契約期間 自 令和 1 年 6 月 1 日
至 令和 3 年 5 月 31 日（2年間）
- 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないよう取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

(1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。

(2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。

3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。

2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。

3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したのものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用品・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、
狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、
排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地震その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・ 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平城 元年 6 月 1 日

賃貸人（甲） 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住 所 さいたま市大宮区漢口町2-78 大宮パストリアル105号室

氏 名 藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	<u>105</u> 号室
床 面 積	<u>48.5</u> m ²

〈入 居 者〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。
令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3 年 12 月 27 日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株 式 会 社 ヨ コ ハ ウ ス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

― 物 件 の 表 示 ―

建 物 名 称 大宮パストラルハイム
所 在 地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当 該 貸 室 1階部分105号室48.5㎡

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。
令和 5年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 5年 8月 25日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株 式 会 社 ヨ コ ハ ウ ス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物 件 の 表 示 —

建 物 名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建
当 該 貸 室	1階部分105号室48.5㎡

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 7年 6月 1日から令和 9年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 7年 5月 / 日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株 式 会 社 ヨ コ ハ ウ ス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物 件 の 表 示 —

建 物 名 称 大宮パストラルハイム
所 在 地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当 該 貸 室 1階部分105号室48.5㎡

以上

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8795

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 30 日	支出額	45,000 円
項目	事務所費	充当額	40,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃借料 2～4 月分		
備考	その他の支出日 2/27、3/31		

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所					印鑑	
	氏名						
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105				印鑑	
	氏名	藤井 健 太					

1	場 所	さいたま市大宮区浅間町2-73-1							
2	駐 車 場 区 画								
3	車 両	車 名		登録番号		特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁		
4	賃 料	一ヵ月	15,000 円	支払方法	当月末翌月前納	特 約	2ヵ月分滞納の ときは無催告解除		
5	期 間	自	年	月	日	満	年間	特 約	更 新 可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし							
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止				特 約	違反のときは 無 催 告 解 除		
8	解 約	賃貸人 ヵ月前予告 解約可能 賃借人 / ヵ月前予告							
9	保 証 金	金 〇 円也 契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還							
10	そ の 他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。							

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

8796

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 30 日	支出額	435,000 円
項目	事務所費	充当額	391,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 2, 3, 4 月分		
備考	支払日：2 月 27 日、3 月 31 日		

支払証明書あり

理由

店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	39.67㎡（12坪）		
賃料総額	壹ヵ月金 ￥130,000円		
共益費	壹ヵ月金 ￥15,000円		
備考	水道料・電気料を含む		

上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和8年6月末日まで向こう3年間とする。
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

- (1) 賃借物件の一部分又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務より破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いをヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

- (1) 本物件内共有部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座



契約の証として本契約書を2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

令和 5 年 6 月 30 日

賃貸人(甲)住 所

氏 名

賃借人(乙)住 所

氏 名

本 籍 地

勤 務 先

電話番号

048(594)1600